東京学芸大学附属図書館資料撮影等利用要項の一部改正について

改正理由:附属図書館が保管する資料のデジタルデータの取扱いを整理するため、所要の改正を行うものである。

改正	現 行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この要項は、東京学芸大学附属図書館利用規則 (平成 18 年規則第 14 号)	第1条 この要項は、東京学芸大学附属図書館利用規則第16条第2項の規定に基づ
第16条第2項の規定に基づき、附属図書館が保管する有形の資料及びそのデジタ	
ルデータ (附属図書館がインターネット上で公開している特別コレクションのデ	
ジタルデータを除く。以下「資料等」という。)の撮影等利用に関し、必要な事項	
を定めるものとする。	
〔省略〕	[省略]
附則	
この要項は,令和2年4月1日から施行する。	